

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー コンベンション等送客促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅行事業者に対し、長野市を素材とした商品化を働きかけ、長野市への送客促進を図ることにより、長野市の観光及び商工振興に寄与するため、公益財団法人ながの観光コンベンションビューローコンベンション等送客促進支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「コンベンション等」とは、次のものをいう。

- (1) 企業コンベンション 長野市内において企業が実施する、企業内会議、企業内研修、報奨旅行、各種セミナー、スポーツ大会等、基本的に営利を目的としない諸行事またはこれに準ずるものをいう。
 - (2) 合宿 各種競技団体、学校及び企業などが技術向上や交流等を目的に開催するスポーツや文化活動等営利を目的としないものをいう。
- 2 この要綱に定める支援金は次の2種類とする。
- (1) 企業コンベンション送客促進支援金
 - (2) 合宿斡旋送客促進支援金

(支援金の交付対象旅行事業者及び旅行商品)

第3条 支援金の交付対象となる旅行事業者は、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会加入の正会員とする。

- 2 支援金の交付対象となる旅行商品は、前項に掲げる旅行事業者が斡旋・販売する企業コンベンション及び合宿を対象とする受注型企画旅行及び手配旅行のことをいい、それぞれ企画単位とする。

(支援金の交付要件)

第4条 前条で定める旅行事業者及び旅行商品については、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該旅行商品の実施及び送客に関し、長野市若しくは長野市に関連する団体から補助金等の金銭的援助を受けていないこと。
- (2) 宿泊者数
 - ・企業コンベンション
長野市内の宿泊施設に宿泊し、1泊の宿泊人員が50人以上であること。
 - ・合宿
長野市内の宿泊施設に宿泊し、延べ宿泊人員が50人以上であること。
- (3) 企業コンベンションの開催期間については、開催日を含む公式行事中とし、会

期が概ね2日以上であること。

(支援金の額)

第5条 この要綱により交付する支援金の額は、予算の範囲内で次のとおり交付する。

(1) 企業コンベンション送客促進支援金の交付額は、次に掲げる宿泊者数の区分に応じた額とする。ただし、支援金の上限は300,000円とする。

宿泊者数		交付額
50人以上	100人未満	50,000円
100人以上	200人未満	100,000円
200人以上	300人未満	150,000円
300人以上	600人未満	200,000円
600人以上	1,000人未満	250,000円
1,000人以上		300,000円

(2) 合宿斡旋送客促進支援金の交付額は、旅行事業者が斡旋・販売した旅行商品について、1企画につき50,000円とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする旅行事業者（以下「申請者」という。）は、コンベンション等送客促進支援金交付申請書（企業コンベンション送客促進支援金は様式第1号1、合宿斡旋送客促進支援金は様式第1号2）に関係書類を添えて、旅行開始日から起算して30日前までに公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 前項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企業コンベンション送客促進支援金

- ア 旅行企画書その他これらに類するもの（旅行の日程を記載した書類等を含む）、
- イ 宿泊予定者数調書（様式第2号1）

(2) 合宿斡旋送客促進支援金

- ア 旅行申込書の写し
- イ 合宿旅行の行程を記載した書類
- ウ 延べ宿泊予定者数調書（様式第2号2）

(支援金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められるときは交付額を決定し、コンベンション等送客促進支援金交付決定通知書（企業コンベンション送客促進支援金は様式第3号1、合宿斡旋送客促進支援金は様式第3号2）により申請者に通知するものとする。

(旅行商品の内容の変更・中止等)

- 第8条 申請者は、第6条により申請し、第7条により支援金の決定を受けた旅行商品の開催内容を変更し又は旅行商品の開催を中止しようとするときは、遅滞なくコンベンション等送客促進支援金変更・中止申請書（企業コンベンション送客促進支援金は様式第4号1、合宿幹旋送客促進支援金は様式第4号2）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の審査等により変更または中止の可否を決定し、申請者に通知（企業コンベンション送客促進支援金は様式第5号1、様式第5号3、合宿幹旋送客促進支援金は様式第5号2、様式第5号4）するものとする。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、当該旅行商品が終了したときは、コンベンション等送客促進支援金実績報告書（企業コンベンション送客促進支援金は様式第6号1、合宿幹旋送客促進支援金は様式第6号2）に関係書類（企業コンベンション送客促進支援金は様式第7号1、合宿幹旋送客促進支援金は様式第7号2）を添えて、終了後30日以内又は終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、理事長に提出しなければならない。

(支援金額の確定)

- 第10条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査等により、交付すべき支援金の額を確定し申請者に通知（企業コンベンション送客促進支援金は様式第8号1、合宿幹旋送客促進支援金は様式第8号2）するものとする。

(支援金の交付)

- 第11条 理事長は、前条に規定する支援金の額を確定した後において、支援金を申請者に交付するものとする。
- 2 申請者は、前条の規定により確定した支援金額を請求する際は、コンベンション等送客促進支援金交付請求書（企業コンベンション送客促進支援金は様式第9号1、合宿幹旋送客促進支援金は様式第9号2）を理事長に提出しなければならない。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日をもって廃止となった公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー企業コンベンション送客促進支援金交付要綱に替わり、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。